

第54号議案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出

中間市長 松下 俊男

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年中間市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「中間市障害程度区分認定審査会」を「中間市障害支援区分認定審査会」に改める。

別表第2中

「

障害程度区分認定審査会の委員	審査件数 1件～5件	4,200円	を
	審査件数 6件～10件	8,000円	
	審査件数 11件以上	16,000円	

」

「

障害支援区分認定審査会の委員	審査件数 1件～5件	4,200円	に
	審査件数 6件～10件	8,000円	
	審査件数 11件以上	16,000円	

」

改める。

(中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第4条 中間市障害福祉計画策定委員会条例(平成18年中間市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第5条 中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年中間市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条 中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

第1条の見出し中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同条中「中間市障害程度区分認定審査会」を「中間市障害支援区分認定審査会」に改める。

(中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第7条 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年中間市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第8条 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「同条第12項」を「同条第11項」に、「第5条第27項」を「第5条第26項」に改め、「若しくは共同生活介護」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第6条及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

(第 1 条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第 2 章 補償及び福祉事業 (介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有するものが、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 6 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 補償及び福祉事業 (介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有するものが、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 6 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>

中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第2章 補償及び福祉事業 (介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有するものが、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 補償及び福祉事業 (介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有するものが、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

(第3条関係)

改正後	改正前																
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>中間市障害支援区分認定審査会の委員</u></p> <p>(12)～(52) (略)</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="181 815 1093 1038"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害支援区分認定審査会の委員</td> <td>審査件数 1件～5件 4,200円</td> </tr> <tr> <td>審査件数 6件～10件 8,000円</td> </tr> <tr> <td>審査件数 11件以上 16,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		障害支援区分認定審査会の委員	審査件数 1件～5件 4,200円	審査件数 6件～10件 8,000円	審査件数 11件以上 16,000円	(略)		<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>中間市障害程度区分認定審査会の委員</u></p> <p>(12)～(52) (略)</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 815 2087 1038"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害程度区分認定審査会の委員</td> <td>審査件数 1件～5件 4,200円</td> </tr> <tr> <td>審査件数 6件～10件 8,000円</td> </tr> <tr> <td>審査件数 11件以上 16,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		障害程度区分認定審査会の委員	審査件数 1件～5件 4,200円	審査件数 6件～10件 8,000円	審査件数 11件以上 16,000円	(略)	
(略)																	
障害支援区分認定審査会の委員	審査件数 1件～5件 4,200円																
	審査件数 6件～10件 8,000円																
	審査件数 11件以上 16,000円																
(略)																	
(略)																	
障害程度区分認定審査会の委員	審査件数 1件～5件 4,200円																
	審査件数 6件～10件 8,000円																
	審査件数 11件以上 16,000円																
(略)																	

中間市障害福祉計画策定委員会条例新旧対照表

(第4条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第88条の規定により、中間市障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)を作成するため、中間市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第88条の規定により、中間市障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)を作成するため、中間市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。</p>

中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

(第 5 条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(障害程度区分認定審査会の委員の定数)</p> <p>第 1 条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 15 条の規定により設置する中間市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、10 人とする。</p>	<p>本則</p> <p>(障害程度区分認定審査会の委員の定数)</p> <p>第 1 条 <u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 15 条の規定により設置する中間市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、10 人とする。</p>

中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

(第6条関係)

改正後	改正前
<p data-bbox="235 371 1064 403" style="text-align: center;"><u>中間市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u></p> <p data-bbox="145 459 212 491">本則</p> <p data-bbox="179 512 728 544">(障害支援区分認定審査会の委員の定数)</p> <p data-bbox="145 549 1108 699">第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する<u>中間市障害支援区分認定審査会</u>(以下「審査会」という。)の委員の定数は、10人とする。</p>	<p data-bbox="1232 371 2060 403" style="text-align: center;"><u>中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u></p> <p data-bbox="1142 459 1209 491">本則</p> <p data-bbox="1176 512 1724 544">(障害程度区分認定審査会の委員の定数)</p> <p data-bbox="1142 549 2105 699">第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する<u>中間市障害程度区分認定審査会</u>(以下「審査会」という。)の委員の定数は、10人とする。</p>

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

(第7条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(障害者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第12項に規定する障害者支援施設(同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。)、同法第5条第27項に規定する福祉ホーム、同法附則第4条及び第18条第2項に規定する共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>附則第58条の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた旧知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者通勤寮(以下「通勤寮」という。)に入所したため、障害児入所施設又は通勤寮の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児入所施設又は通勤寮に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p>	<p>本則</p> <p>(障害者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、<u>障害者自立支援法</u>第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第12項に規定する障害者支援施設(同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。)、同法第5条第27項に規定する福祉ホーム、同法附則第4条及び第18条第2項に規定する共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は<u>障害者自立支援法</u>附則第58条の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた旧知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者通勤寮(以下「通勤寮」という。)に入所したため、障害児入所施設又は通勤寮の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児入所施設又は通勤寮に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p>

